

「差別禁止法」の制定を求めて 市民社会が動き出す

2011年6月9日午後、「差別禁止法の制定を求める市民活動委員会」の発会式が東京・千代田区で開催された。発会式には、同委員会の関係者をはじめ、さまざまな分野で差別の問題に取り組んでいる人びとが多数集った。発会式では、差別禁止法の制定の必要性があらためて確認されるとともに、原発問題をきっかけに現在生じつつある、「福島差別」を許さない緊急アピールが採択された。(編集部)

冒頭、共同代表の一人である奥田均さんが、被差別当事者を中心に関心ある人びとが結集し「差別禁止法」の制定を正面から堂々と求める市民活動は、日本ではこの会が初めてである、と発足の歴史的意義を述べた。奥田さんは、差別をなくすには、社会全体に向けたルールづくりが不可欠であるとした上で、千葉県で2006年10月に県議会でも決・成立した「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を例に挙げ、差別禁止法は実現可能であると力強く語った。そして、異なる差別の問題にとりくむ人びとが、がちりとスクラムを組み活動を展開していこうと呼びかけた。

続けて、その他の共同代表がそれぞれ会に寄せる期待や抱負を述べた。

竹信三恵子さんは、女性に対する賃金差別や性差別発言がなくなる現状をふまえ、こうした差別が長期的には社会にとって損失になることを人びとが認識するよう、「差別禁止法」のような仕組みづくりが必要であると述べた。また、東日本大震災に関連して、原発事故をきっかけに生じた「福島差別」について具体的な例を挙げるとともに、被災地域で女性に対する性差別的な求人横行している現状についてふれ、今後も被災者の弱い立場を利用した差別的雇用について、状況を注視していかなければならないと語った。

多原良子さんからは、北海道庁が7年ごとにアイヌ民族の実態調査を行っていること、この調査で、生活が苦しいという回答が30%以上にのぼっていること、そして調査結果は調査が開始されてから、今日に至るまで変化していないことなどが紹介された。多原さんは、2008年6月6日の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官の談話についてふれ、アイヌ民族は果たして法的に等しく国民として扱われ

てきたのかと疑問を呈し、調査結果からも分かるように、アイヌ民族は雇用や教育などさまざまな面で今も格差を経験していると指摘した。さらにアイヌの人びとがそうした格差の現実を十分に認識していないことが非常に残念であると述べ、この現状を変えていくために一緒にがんばっていきたくないと抱負を語った。

申恵^{しんへい}さんは、差別や偏見を心の問題として啓発活動などの取り組みだけに頼るアプローチには限界があるとした上で、この社会の中では誰しも差別行為の加害者になる可能性があり、こうした潜在的加害者が、何が違法な差別行為になるのかを知る手がかりとして法律が必要であると語った。これは被害者の側にとっても何が違法行為かを判断する基準となり、差別を受けながらも泣き寝入りしてしまうといったケースを防ぐことができるという点からも意味があると述べた。諸外国では、具体的な内容を盛り込んだ法律が整備され、救済制度も整っていることが紹介され、日本も、諸外国の取り組みと実践に学びながら、具体的な法律を社会的なルールとしてもつべき時がきていると語った。

楠敏雄さんは、一般的には、障害者とは身体的精神的に能力不全があつて通常の社会生活が一人では困難であり、何らかの支援を必要とする人であると考えられているが、その意味では、高齢、交通事故による負傷など、誰でも障害をもつ可能性をもっており、それゆえに、障害者問題や障害者差別の問題は人間の価値観を問う普遍性をもったテーマであると述べた。日本では差別問題というと一部のイデオロギーに偏った人の関わるものだという捉え方がまだ根強く残っているが、千葉や北海道の障害者条例制定のように、イデオロギーを超えた、普遍的な取り組みとしてこの市民活動委員会の活動が進んでいくことを



阪神・淡路大震災被災者支援Tシャツに描かれた「ガッツくん」の生みの親として知られるWAKKUN(湧嶋克己さん)のイラストが入った市民活動委員会のパンフレットは一部100円で購入できます。「差別禁止法の制定を求める市民活動委員会」HP(<http://www.sabekin.net>)の市民活動委員会冊子購入をクリックしていただくか、IMADR-JCまでご連絡ください。

期待し、その一翼を担っていきたくいと抱負を語った。

松岡徹さんは、ハンセン病訴訟の熊本地裁の判決を例に、当事者が声をあげることの重要性を強調した。たんに差別という行為を禁止することを求めるだけでなく、当事者として差別によってどのような結果がもたらされてきたのかをしっかりと発言していきたくいと語った。21世紀は人権の世紀と言われて久しいが、日本ではまだ差別とは何か、なぜ差別をしてはいけないのかが分かっていない現状であると指摘し、差別をなくすための社会規範をつくるためにも差別禁止法が必要であると述べた。差別は犯罪であるという価値観が社会に定着するよう頑張っていくとの決意を語った。

辛淑玉^{しんすく}さんは、日本国憲法をはじめ、戦後補償裁判やその他の裁判での和解や救済措置において、まず日本人がその対象とされ、外国籍住民は対象外とされてきた歴史的な経緯に触れながら、在日三世である自分が、法律制定を求めていく市民会議の共同代表になることに迷いを感じ、引き受けるには大きな決断が必要であったことを明らかにした。しかし、次の世代のために多くの犠牲を払ってきた先輩たちを思うとき、自分も頑張ってみようと思うようになったと、静かにその決意を語った。

引き続き、会のアドバイザーである金政玉さん、森登美子さん、林陽子さん、田中宏さんが挨拶に立った。

金政玉^{きむじよんおく}さんは、内閣府の障がい者制度改革推進会議担当室の一員としての立場から、制度改革の横断的課題の一つである障がい者の差別を禁止する法律の制定に関する推進会議の取り組みについて紹介した。この法律の制定を目指して、昨年11月から月例の差別禁止部会が始まり、2013年の通常国会での法案提出に向けて話し合いが進められている。部会では、専門家、当事者、労働組合、経済界関係者などが集まり、具体的議論を進めているが、こうした障がい者分野での制度改革推進会議の取り組みによって、差別禁止法を求める市民活動委員会の今後の活動にはずみ

がつくことを望むと語った。

次に森登美子さんから、千葉県の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定に携わった経験をもとに、相互理解の重要性が語られた。森さんによれば、条例制定において目指されたのは、差別を禁止するというのではなく、お互いを理解する構造をどう作っていくかということであった。森さんは、主義主張、政党を超えた議論のあと千葉の条例ができたことを踏まえ、差別を理解する合意形成のために、自分自身の中に排除の論理がないかを常に意識しながら、相互理解のための議論を闊達にしてほしいと期待を語った。

先ごろ福島原発の事故調査委員会の委員に就任した林陽子さんは、まず、今回の原発事故が国内法および国際法の規定の範囲外で起きたのか、あるいは法令遵守を怠ったために起きたのかを明確にする必要があると指摘した。また被災者の状況について、国際人権自由権規約、社会権規約などの国際基準に照らした検証が必要であると語った。林さんは、法的拘束力がないことを理由に国際人権条約の委員会勧告を無視してきた日本政府の対応を批判し、原発事故をきっかけに、今後国際条約の遵守について見直していく必要があると述べた。

続いて田中宏さんは、日本では、政府が一番の差別者になっていると指摘したうえで、差別禁止の問題を提起する際に、日本の制度そのものが外国人を差別している実態をどのように扱っていくのかを考えていく必要があると述べた。田中さんは公的機関が制度的に外国人を差別している状況を、現行法における日本人と外国籍住民の取り扱い方の違いなどを検証するなどして、具体的に明らかにしていく取り組みも必要なのではないかと指摘した。

この後、会場に集まった一人ひとりが、差別禁止法制定への思いと、市民活動委員会に対する期待を述べ、最後に、『「福島差別」を許さない緊急アピール』を採択して閉会した。

(報告：佐川真由美 さがわまゆみ

IMADR プログラム・アシスタント)

共同代表＝神美知宏（ハンセン病回復者）多原良子（北海道アイヌ協会札幌支部）楠敏雄（DPI 障害者インターナショナル）日本会議）松岡徹（部落解放同盟）申恵丰（青山学院大学）竹信三恵子（和光大学・ジャーナリスト）丹羽雅雄（RINK・弁護士）辛淑玉（人材育成コンサルタント）奥田均（近畿大学人権問題研究所）
発会式に出席のアドバイザー＝金政玉（DPI日本会議）田中宏（自由人権協会（JCLU）林陽子（弁護士）森登美子（地域の底力政策研究所）
〈同会パンフレットより〉